

第5世代携帯無線通信陸上移動局 (Sub6帯) (RedCap及びeRadCap) の特性試験方法

証明規則 第2条第1項第11号の30の3 及び 第11号の34の2

令和7年5月21日 初版

株式会社ディーエスピーリサーチ

この特性試験方法は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第94号）の公布に伴い、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（平成16年総務省令第2号）別表第一号一（3）の規定に基づく特性試験の試験方法を定める告示（平成16年告示第88号）第2項に規定する届出及び公表のために作成されたものである。

改版情報

版数／年月日	内容	備考
初版 令和7年5月21日	令和7年4月30日の法令改正に伴い、臨時の試験方法として定める。	(RedCap及びeRadCap)

試験方法

- 一 一般事項
- 二 周波数の偏差
- 三 振動試験
- 四 温湿度試験
- 五 占有周波数帯幅
- 六 スプリアス発射又は不要発射の強度（帯域外領域）
- 七 スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域）
- 八 スプリアス発射又は不要発射の強度（相互変調特性）
- 九 空中線電力の偏差
- 十 隣接チャネル漏洩電力
- 十一 搬送波を送信していないときの漏洩電力
- 十二 副次的に発する電波等の限度

一 一般事項

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 一」に準ずる。

二 周波数の偏差

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 二」に準ずる。

三 振動試験

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 三」に準ずる。

四 温湿度試験

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 四」に準ずる。

五 占有周波数帯幅

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 五」に準ずる。

六 スプリアス発射又は不要発射の強度(帯域外領域)

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 六」に準ずる。

七 スプリアス発射又は不要発射の強度(スプリアス領域)

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 七」に準ずる。

八 スプリアス発射又は不要発射の強度(相互変調特性)

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 八」に準ずる。

九 空中線電力の偏差

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 九」に準ずる。

十 隣接チャネル漏洩電力

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 十」に準ずる。

十一 搬送波を送信していないときの漏洩電力

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 十一」に準ずる。

十二 副次的に発する電波等の限度

平成16年 総務省告示第88号「別表第九十一 十二」に準ずる。